

■視覚障がい者と街の中のバリアフリー

【視覚障害者誘導ブロック】

視覚障がい者にとって、街の中のバリアフリーの代表的なものが視覚障害者誘導ブロック（点字ブロック）です。点字ブロックは、正式名称を「視覚障害者誘導用ブロック」といい、視覚障がいのある人が安全で快適に移動するための道しるべです。点字ブロックには、線状ブロックと点状ブロックの2種類があります。原則として、JIS（日本工業規格）の定める形状とされており、色は弱視（ロービジョン）の人が見やすく、周りとの区別がしやすい黄色とされています。

お住いの地域で点字ブロック敷設を希望される場合、当該道路の道路管理者に直接御相談されるか、当事者団体（鳥取県視覚障害者福祉協会等）もしくは支援機関（鳥取県視覚障がい者支援センター等）までお知らせください。

【音響式信号機等】

また、交差点では、横断している歩行者の安全を図るため、歩行者に優しい信号機として、警察が「音響式信号機」などを設置して、交通の安全と円滑を図っています。目の不自由な人に対して方向によって「ピョピョ」「カッコー」などの音響により、横断可能な青信号であることを知らせる信号機です。

最近では、各地に歩行者支援システム（高度化 PICS）が整備されつつあり、鳥取県内でも少しずつ整備交差点が増える予定です。令和2年度から運用開始された高度化 PICS は、Bluetooth を活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号の延長を可能とするシステムです。なお、スマートフォン等の操作には専用のアプリ「信GO!」のダウンロードが必要となります。

さらに、AI 及びGPS 機能を駆使した視覚障がい者歩行支援アプリが各種リリースされており、「誰もがどこへでも不自由なく移動できる社会」の実現に向けた取組がさまざまな形で行われています。

【音声標識ガイドシステム】

鳥取県内においては、株式会社エクシオテックが提供する音声標識ガイドシステム「おんゆう」が官公庁や公共施設などに多数設置されています。なお、この音声標識ガイドシステムを利用するには、携帯用の小型送受信機（シグナルエイド）が必要になります。この小型送受信機（シグナルエイド）については、日常生活用具給付対象品（種目：歩行時間延長信号機用小型送信機）となっています。

■「鳥取県福祉のまちづくり条例」について

鳥取県では、県民が自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築くため、「福祉のまちづくり条例」を定めて建築物のバリアフリー化に取り組み、高齢者、障がい者等を取り巻く様々な障壁を取り除く福祉のまちづくりを推進しています。

条例は、改正施行から5年を経過した後にバリアフリー化等の状況を踏まえて見直しを検討することとしており、令和4年10月に条例の改正が行われました。この見直しの中で弱視（ロービジョン）者に配慮する整備基準の拡充がなされ、弱視者がより容易に存在や位置が識別できるように配色（コントラスト）への配慮について条例に規定されました。

また、UD（ユニバーサルデザイン）に配慮され、誰もが利用しやすい建築物の普及を推進するため、施設整備や運営・サービスについて、利用者の視点から点検・助言を行うUDアドバイザーを県が登録し、施設の希望に応じて派遣する制度が創設されました。UDアドバイザーの派遣は、公共建築物、商業施設、病院、福祉施設など不特定多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する特別特定建築物を対象としており、登録アドバイザーの中から利用者及び専門アドバイザーを各1名以上派遣されることになっています。

「鳥取県福祉のまちづくり条例」の詳細については、鳥取県住まいまちづくり課 景観・建築指導室 建築指導担当（電話 0857-26-7391）までお問い合わせください。

■とっとりUDマップ

「とっとりUDマップ」は、バリアフリー整備された施設の情報を電子地図上で提供するアプリです。車いす使用者用駐車施設、バリアフリースイレ、出入口段差の有無、出入口までの点字ブロック等の情報を用途や利用者条件と組み合わせて簡単に検索ができ、経路案内機能を備えるとともに、子育て世帯、高齢者、障がい者が利用できる優待・割引の情報も

バリアフリー情報と一緒に提供しています。

【利用方法】

○公式LINEから閲覧する場合

- ① とっとりUDマップ公式LINEのQRコードからお友達登録
- ② 公式LINEのトーク画面から「とっとりUDマップ」をタップすると、マップの検索画面が開きます

○インターネット（WEB サイトブラウザ）から閲覧する場合

- ① インターネット検索画面で「とっとりUDマップ」と入力
- ② ブラウザ上でマップの検索画面にアクセスできます

(URL : <https://tottori-udmap.elg-front.jp/udmap/>)

■カラーユニバーサルデザインとは

色覚（色の感じ方）は、味覚や嗅覚と同じように人それぞれに違います。

このため、見分けやすくするためにつけた色使いが、人によっては、色による情報を正確に受け取れなかったり、伝えたい情報とは違って受け取られてしまう場合があります。

色覚の差が情報の差にならないように、誰に対してもきちんと正しい情報が伝わるように、色の使い方などにあらかじめ配慮することを「カラーユニバーサルデザイン（カラーUD）」と言います。

■多様な色の感じ方

日本人男性の約 20 人に 1 人、女性の約 500 人に 1 人が色弱（赤緑色弱）であると推計されており、日本全体では約 320 万人となります。

これらの色弱の人は、視力には問題は無く細かいものまで十分に見えますが、一部の色の組み合わせについて一般的な色覚者と色の感じ方が異なります。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別が付きにくい、緑系と赤系の区別が付きにくい等の特徴があります。

■カラーユニバーサルデザインの3つのポイント

カラーユニバーサルデザインの3つのポイントに配慮することにより、できるだけ多くの人に情報が正確に伝わるようになります。

1. できるだけ多くの人に見分けやすい配色を選ぶ。

○色を変える

彩度の高い色と低い色、明度は明るい色と暗い色を組み合わせる。

○色の濃淡・明度の差（コントラスト）をつける

背景の色と文字の色に明暗の差をつける。

2. 色を見分けにくい人にも情報が伝わるようにする。

○形を変えたり、文字にふちどりをつける

形を変えたりマークを併用したり、文字にふちどりをつけたりすると色を見分けにくい人にも伝わりやすくなる。

○ハッチング模様をつける

地図やグラフなどは斜線やドットなどの模様をつけると伝わりやすくなる。

○文字や線を太くする

太い線など面積が大きいほど色を感じやすく、色の違いがわかりやすくなる。

3. 色の名前を用いたコミュニケーションを可能にする。

○色の名前を記載する

用紙の縁などに用紙の色の名前を入れると伝わりやすくなる。（「ピンク」「みずいろ」など）

参考文献：

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課発行

「心のバリアフリーガイド」

鳥取県 地域社会振興部 人権尊重社会推進局 人権・同和対策課発行

「カラーユニバーサルデザインガイドブック」

「カラーユニバーサルデザイン」啓発チラシ